

(案)
新居浜商業高等学校教員用パソコン等賃貸借契約書

愛媛県立新居浜商業高等学校長 藤原 博 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」とは、次の条項により賃貸借契約
を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の内容)

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って新居浜商業高校教職員用パソコン等 (以下「機器」という。) の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 機器は、別紙「機器明細書」のとおりとする。

(設置場所)

第3条 機器の設置場所は、愛媛県立新居浜商業高等学校内とする。

(契約期間)

第4条 賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までとする。

(賃貸借料)

第5条 機器の賃貸借料は、月額 _____ 円 (うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円) とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が機器を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃貸借料について、賃貸借期間に1月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算をするものとする。

4 前項の規定による月額賃貸借料の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は _____ 円とする。

2 乙は、契約期間終了後、甲に契約保証金の返還を請求するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※注) 会計規則第154条各号に該当する者で免除の場合は、第1項を「契約保証金は、免除する。」とし、第2、3項は削除する。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

3 乙は、甲の責に帰する事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示 (昭和24年12月12日大蔵省告示第991号) の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(機器の引渡し)

第8条 乙は、機器を甲の指定する場所に設置し、ネットワーク環境の設定等を行い、

使用できる状態に調整した後、甲に引き渡すものとする。

2 前項の設置、調整、引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(機器の管理)

第9条 甲は、機器の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

2 甲は、機器の使用に際し、乙の提供するソフトウェア以外のソフトウェアをインストールすることができる。ただし、これに伴って発生した障害の責任は甲が負うものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならないほか、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

3 乙は、第1項及び第2項について誓約書を提出しなければならない。

(保険)

第11条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換

(2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する補償

(契約不適合責任)

第12条 乙は、機器の貸付中であっても、当該機器が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、修理又は取替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第13条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、機器を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態に毀損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1の額を違約金として徴することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第15条 甲は、乙（第 3 号及び第 4 号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の 6 若しくは第198条又は独占禁止法第89条第 1 項若しくは第95条（独占禁止法第89条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第16条 翌年度以降において甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は当該契約を解除する。

2 甲は、第14条第 1 項、前条第 1 項又は前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(賠償の予約)

第17条 乙は、第15条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、月額賃貸借料に賃貸借期間の月数を乗じて得た金額の10分の 1 に相当する額を支払わなければならない。賃貸借契約が満了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第15条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(機器の返還)

第18条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は第14条から第16条までの定めによりこの契約が解除されたときは、機器を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りではない。

2 乙は、機器返還時には、ハードディスク内に保存された電子データをデータ消去ソフトにより完全消去するなど、情報漏えい防止のための万全の措置をとること。

3 前項を含む機器返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

(権利の譲渡)

第19条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を、第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(機器の移動)

第22条 甲は、機器を設置場所から移動する必要が生じたときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(契約の効力の遡及)

第23条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第4条に規定する契約期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該契約期間の開始日から生ずるものとする。

(協議)

第24条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年 月 日

甲 住 所 愛媛県新居浜市瀬戸町2番16号
氏 名 愛媛県立新居浜商業高等学校長 藤原 博

乙 住 所
氏 名

